

大規模災害時における支援活動に関する協定

高知県（以下「甲」という。）と社団法人高知県設備協会（以下「乙」という。）は、高知県域で発生した大規模な地震、津波、風水害等（以下「大規模災害」という。）における支援活動を円滑かつ効率よく実施するために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高知県域に大規模災害が発生した場合、県有施設等の点検及び応急復旧について、甲の要請に応じて乙に所属する会員（以下「乙の会員」という。）が保有する資材、機材、技術者等により支援活動を円滑かつ的確に行うことを目的とする。

（大規模災害の定義）

第2条 この協定で扱う大規模災害とは、甲が認定した広域的かつ甚大な災害をいう。

（要請）

第3条 甲は、高知県域に大規模災害が発生した場合に、県有施設等の点検及び応急復旧に関し、乙に対して支援を要請することができる。

2 前項の要請があった場合は、乙は特別の理由がない限り協力するものとする。

（乙の行うべき平常時の準備）

第4条 乙は、甲の大規模災害への対応を支援するため、平常時から、次に掲げる項目について整備し、把握するものとする。

- （1）乙の会員の支援・連絡体制
- （2）乙の会員等からの情報収集体制
- （3）出動可能な資材、機材、技術者等の実態把握

（乙の支援内容）

第5条 乙は、甲からの要請に基づき、乙の会員の支援体制を基本に、次に掲げる支援活動を行う。

- （1）県有施設等の電気・機械設備に関する被害状況の収集及び甲に対する報告
- （2）上記設備の応急復旧業務
- （3）その他甲が必要とする業務

(支援活動経費)

第6条 第5条に規定する支援活動に要した経費のうち、(2)及び(3)については甲が負担するものとし、(1)については甲は負担しないものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定める。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙署名のうえ、各1通を保有するものとする。

平成22年2月25日

甲 高知市丸ノ内1丁目2番20号
高知県知事 

乙 高知市大原町87番地8
社団法人高知県設備協会
会 長 